

安心住宅リフォーム支援補助金 交付申請提出書類チェックリスト

補助金を申請する前に、「対象要件に合っているか」、「提出する書類に不備がないか」、このチェックリストにより確認してください。

1 補助金の対象要件

☐	申請者がリフォーム補助金の抽選に当選しているか
☐	水戸市内の住宅か（店舗は不可。兼用住宅、併用住宅の場合、住宅部分のみ対象） ☐ 専用住宅 ☐ 兼用住宅、併用住宅（店舗等としても使用している） ☐ 以前は兼用住宅、併用住宅であったが、現在は専用住宅として使用
☐	☐ 申請者が住宅を所有しているか ☐ 賃貸住宅ではないか
☐	建築確認日が昭和 56 年 6 月 1 日以降であるか ※昭和 56 年 5 月 31 日以前の場合、耐震性が確保されていることが証明できる場合は対象となります。
☐	申請者が過去にこの補助金の交付決定を受けたことがないか
☐	申請者以外の共有所有者（共有者）が過去にこの補助金の交付決定を受けてリフォームした住宅ではないか
☐	工事の着工前か（申請後も交付決定されるまで、着工できません）
☐	市税を滞納していないか
☐	リフォーム工事費用が 50 万円（他の補助金の対象経費及び消費税を除く）以上か
☐	リフォーム工事の建設業者は下記の条件を全て満たしているか ☐ 建設業法の許可を有する法人（個人の場合は申請書に経験年数を記入） ☐ 市内に本店を有する（個人の場合は住所）

2-1 交付申請に必要な書類等（共通）

☐	受付済 抽選申込書の写し（当選したもの）
☐	交付申請書（様式第 1 号）
☐	住宅の所有及び建築年月日を証する書類 ※以下のいずれか一つ ☐ 表題登記済証（表示登記済証）の写し ☐ 登記事項証明書 【中古住宅を取得した場合は上記に加えて以下の書類】 ☐ 売買契約書の写し
☐	【所有が共有名義の場合】 ☐ 同意書（別紙様式）※本人自筆
☐	建築確認済証の写し
☐	<u>建築確認日が昭和 56 年 5 月 31 日以前の場合は</u> 、耐震性が確保されていることが証明できる書類 ☐ 木造住宅耐震診断結果報告書 ☐ その他（ ）
☐	見積書の写し（見積の明細が分かるもの）
☐	住宅全体の写真
☐	施工箇所の施工前の写真（複数箇所のリフォームの場合は全ての箇所） 【注】工事後の実績報告の際に提出いただく写真について ① 実績報告の審査では、施工前と施工後の写真を比較し確認します。なるべく施工前と同じ場所から撮影するようご協力ください。 ② クリヤー塗装や同系色での塗装工事、施工後に隠れてしまう箇所の工事など、施工後の写真だけでは確認が困難な工事の場合は、 施工中の写真 も提出をお願いします。
☐	市税に滞納が無いことを確認する書類 ☐ 市税の納付状況調査確認同意書 又は ☐ 完納証明書（交付申請日より 1 ヶ月以内に発行されたものに限る）
☐	相手方登録申請書
☐	上記相手方登録申請書に記載した口座の通帳 又は カードの写し
☐	委任状（申請者本人以外が提出の場合のみ）

裏面につづく→

2-2 交付申請に必要な書類（店舗等との兼用住宅、併用住宅の場合）

☐	【現在、兼用住宅・併用住宅として使用している場合】 建物の面積と間取りの分かる平面図 ※見積書が店舗と住宅で完全に分かれている場合は不要
☐	【以前は兼用住宅・併用住宅であったが、現在は専用住宅として使用の場合】 現在は住宅のみとしての使用の旨の記載がある書面（任意様式）

3 書類作成上の注意

☐	申請者住所が住民票記載の住所と同一であるか
☐	見積書の相手方の名前は申請者の名前となっているか
☐	他の補助金を受ける場合、それぞれの補助金ごとに対象工事がわかるように内訳書を作成しているか
☐	写真は鮮明なものであるか ※次のような写真については、再提出となる場合があります ・工事予定箇所がきちんと写っていない ・低画質のカメラ利用 ・夕暮れ・夜間、逆光、ピントが合わない状態等での撮影
☐	書類の作成に鉛筆、消せるボールペン、修正液、修正テープを使用していないか